茨城県つくば市竹園１丁目６番１号　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り２丁目１番１号　高崎支店　群馬県高崎市栄町16番11号　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区仲町１丁目110番地　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町３番地13　東京支店　東京都中央区日本橋２丁目３番４号　立川支店　東京都立川市曙町２丁目８番18号　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通２丁目４番10号　金沢支店　石川県金沢市西念２丁目１番１号　長野支店　長野県長野市西後町1597番地１　松本支店　長野県松本市中央１丁目17番16号　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町４番30号　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅３丁目25番９号　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町535番地　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜３丁目６番地13号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通７丁目１番１号　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷１丁目１番18号　広島支店　広島県広島市中区八丁堀14番４号　山口支店　山口県山口市小郡高砂町１番８号　高松支店　香川県高松市番町２丁目17番15号　松山支店　愛媛県松山市三番町７丁目１番21号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目２番１号　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　長崎支店　長崎県長崎市万才町３番地５　熊本支店　熊本県熊本市中央区水道町３番22号　大分支店　大分県大分市金池町２丁目１番16号　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田１丁目５番１号　代表取締役　中澤　芳樹

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成25年８月21日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である日本ＥＲＩ株式会社が行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築計画が建築基準法に適合しないこと（廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下に該当するため、廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない計画となっていること）を看過したことから、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条の規定に適合していない建築計画に対し確認済証を交付した。

公　告

諸　事　項

国営釜無川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営釜無川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月２日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営釜無川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成25年８月５日から平成25年８月30日まで
3　縦覧場所
　山梨県韮崎市及び南アルプス市各事務所

国営日野川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営日野川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月２日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営日野川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成25年８月５日から平成25年８月30日まで
3　縦覧場所
　滋賀県近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町及び同郡竜王町各事務所

国営笠野原土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営笠野原土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月２日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営笠野原土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成25年８月５日から平成25年８月30日まで
3　縦覧場所
　鹿児島県鹿屋市及び肝属郡肝付町各事務所

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成25年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年８月２日

農林水産大臣　林　　芳正

記

平成23年発生　直轄災害復旧事業　河南地区
平成23年発生　直轄災害復旧事業　阿武隈川上流地区
平成23年発生　直轄災害復旧事業　白河矢吹地区

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年８月２日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年７月19日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　橋本　重信　第4232号
3　処分の内容　平成25年８月２日から平成25年10月１日まで２月、確認検査業務の禁止を命ずる。
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件）の完了検査を行った確認検査員として、建築基準法第44条の規定に適合していないことを見過ごし、検査済証を交付させた。また、東京都内の建築物（１物件）の建築確認を行った確認検査員として、建築基準法第58条の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年８月２日

関東地方整備局長　深澤　淳志